

懇談会（第2回）において発言があった主な事項

責任

- ・昭和34年にチッソの排水を止めなかった過程において、通産省等は被害の拡大を考えなかったのか。何をどのように判断していたのか。
- ・昭和34年に水俣市、水俣市議会、水俣商工会議所などが、地域の主要企業としてのチッソの生産継続のため、排水を止めるなどの要望を県に対して行ったことなど、地域社会の責任を問い直すことも重要
- ・原因解明を遅らせた化学工業界等に関わりのあった科学者の責任と倫理を問い、医学者を始めとした科学者自らの反省が必要
- ・昭和30年代半ばの電気化学から石油化学への転換に当たって、チッソのオクタノール生産の継続が化学工業界及び通産省の産業政策にとって重要であったため、チッソの擁護が図られたが、その判断に関する通産省内部の資料の発掘が必要
- ・経済の高度成長開始の時期に、その恩恵を受けた日本の社会全体がそれを支えるチッソの生産体制を継続させたとも言えることができ、そのことについては国が責任を代行することになるだろうが、その場合における責任の取り方、補償の在り方などの議論が必要
- ・犯人捜しではなく、システムのどこに問題がありその中でどういう判断が行われたかという視点が重要
- ・個人の責任追及ではなく組織としての原因を究明するということが、どういう形でできるのか道筋を明らかにしていくことが重要

謝罪

- ・総理の反省と謝罪がなされるべきで、タイミングが重要
- ・謝罪及び再発防止の決意と取組の表明が、被害者の無念や怨念を和らげる。
- ・行政組織の謝罪の仕方の問題は、議論の大きなテーマになる。

救済

- ・公健法の認定救済の外側に認定されない水俣病被害者の厚い層があり、この人たちへの救済は司法救済、政治救済、行政救済といった異質なものの羅列で多くの矛盾を含んでいる。
- ・すっきりした救済は困難と聞くが、知恵を絞って手直しを行うべき。
- ・特別立法で救済をとという患者団体からの要望に対して、できないならばその理由を説明すべき。
- ・患者救済には金銭的補償だけでなく、患者に対する偏見、差別、中傷などの精神的圧迫を取り除き精神的安定をもたらす「もやい直し」が重要であり、このことから水俣病は地域社会を巻き込んだ社会病だ。
- ・PPPの維持のための県債によるチッソ支援によって、被害救済を小さく收拾しようという国の内部の方針がより強まったと推測される。
- ・医学、法律などの専門家による議論の場づくりが必要
- ・救済の前提としての被害のとらえ方が、社会的に共通になっていない。
- ・厚生労働省と連携をとって、高齢化等により重症化した患者への社会福祉的な施策をきちっと出すべき。

その他

- ・水俣地域の振興のための特別立法（産炭地域のような）は何故できなかったのか。
- ・公害地域の振興を一步進めて水俣地域を環境モデル都市に位置付け、水俣に残された海の恵み、里の恵み、森の恵みも受け止めながら自然モデル空間として活かしていく道もあるのでは。
- ・科学的知見に基づく判断と社会としてどう取り組むかの判断を区別して、それぞれの役割分担を考えていくことが必要かつ有効ではないか。